

第5章第1節 4. 建築物のバリアフリー化の推進

／国土交通省

TOPICS

小規模店舗のバリアフリー化

小規模店舗のバリアフリー化については、当事者団体や学識経験者、業界団体から構成される検討会での議論のもと、2021年3月に建築物のバリアフリー化のガイドラインである「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を改正し、国土交通省のホームページに公開した（URL：https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html）。

本改正においては、小規模店舗内部における入口の段差解消、扉幅の確保、可動式の椅子席の設置等のバリアフリー整備を進めるための考え方を追加したほか、備品による移動の支援や接遇、適切な情報提供、従業員教育等のソフト面の工夫を充実した。さらに、店舗の事業者・従業員向けのリーフレットを作成し、ハード・ソフトの両面においてバリアフリー化のために配慮すべき点の周知を図っている。

また、「バリアフリー法」においては、地方公共団体の条例により2,000㎡未満の小規模な店舗のバリアフリー化を義務付けることを可能としている。2021年10月時点では4府県3市区において500㎡未満の物販店舗や飲食店のバリアフリー化を義務付けているところであるが、地方公共団体が小規模店舗のバリアフリー化の義務付けをより弾力的に行えるようにするため、「バリアフリー法施行令」を改正し、従来の基準とは別に、2021年10月から500㎡未満の建築物に対するバリアフリー基準を新たに設けている。

さらに、2022年度より、既存の建築物における車椅子使用者用トイレやローカウンターの設置、段差の解消などのバリアフリー改修工事に対する補助制度を新設し、小規模店舗のバリアフリー化を後押しする。

今後も設計者・事業者に対して建築設計標準の内容の周知を図っていくとともに、地方公共団体に対して条例の整備を働きかけるなど、小規模店舗のバリアフリー化を推進していく。

【建築設計標準の改正】

小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実



- ① 出入口は段差を設けない、かつ有効幅員は80cm以上、通路は90cm以上とする旨を記載
- ② 飲食店は車椅子のまま食事ができるよう、原則として可動式の椅子席を設ける旨を記載
- ③ 備品による移動の支援や接遇、適切な情報提供、従業員教育等のソフト面の工夫を充実

現行

改正

(なし)

【出入口・店舗内部の通路の確保等】①

- ・出入口の有効幅員は80cm以上とし、その前後には高低差がないものとする。
- ・店舗内及び通路には段差を設けない。
- ・通路は、車椅子使用者等が円滑に移動できる有効幅員90cm以上を確保する。

【車椅子使用者が利用できる席(飲食店)】②

- ・車椅子使用者が車椅子のまま食事ができるよう、原則として可動式の椅子席とする。
- ・固定席を設ける場合には、可動式の椅子席を併せて設ける。ただし、客席総数の1/2以上の席を可動席とすることが望ましい。
- ・また、可動式のテーブルや落ち着いた食事ができる等の多様なニーズへの対応として個室を用意することが望ましい。

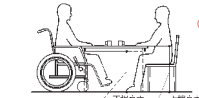
【モデル・設計例】①



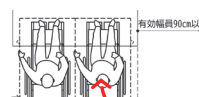
- 改修による自動式引き戸の設置、出入口前後の高低差の解消



- 可動式の椅子席(カウンター席)



- 車椅子が利用できるテーブルの高さ



- 飲食店舗の通路の有効幅員・座席

【利用の支援やコミュニケーションのための備品の活用等(ソフト面の対応)】③



車椅子可搬型スロープ



貸出し用の車椅子



筆談器を活用した会計・対話



点字・墨字併記のメニュー



杖を立てかけるホルダー



スタッフ研修(メニュー等の読み上げ等)